

特定非営利活動法人 ふじしろ福祉の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふじしろ福祉の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県取手市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、少子高齢化が急速に進む現代社会にあつて、取手市及びその近隣の市民を対象とし、高齢者、障害者、子育てなど困難を抱える家庭への福祉サービス活動を通して、健康で安心して暮らしていくことのできる地域づくりをめざし、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりを推進する活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者、障害者等の在宅福祉サービスに関する事業
- (2) 子育て支援に関する事業
- (3) 福祉、介護に関する調査、研究、相談、及び啓発に関する事業
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防サービス事業及び居宅介護支援事業
- (5) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 移動サービスの一環としての道路運送法に基づく介護タクシー事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、法人の運営及び活動に参画できる個人又は団体とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し、法人の活動に参画できる個人又は団体。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助し、法人の活動を支援する個人又は団体。

(義務)

第7条 会員は、この法人を政治、宗教その他営利目的のために利用してはならない

(入会)

第8条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員として入会する者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により除名しようとする会員には、その除名の議決を行う総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金及び会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び事務局

(種別及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。
- 3 役員は総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
- 7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事会の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員は、2年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その解任しようとする役員に対し、その解任の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第 20 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事のなかから選出する。

4 その他の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 顧 問

(顧問)

第 21 条 理事長は、必要に応じ、理事会の議決を経て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の運営について理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第 6 章 総 会

(種類)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(構成)

第 23 条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第 24 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

- (8)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の 5 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3)第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の請求があったときは、その請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会は、第 26 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 31 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったと見做された場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 34 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要とみとめて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の定数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 38 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、その理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事定数及び現在数、出席者数及び出席者氏名(委任表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画及び収支予算の変更)

第 47 条 理事長は、総会を招集するいとまがない時は、第 44 条の規定にかかわらず理事会の議決を経て事業計画及び収支予算を変更することが出来る。この場合において、変更した事業計画及び収支予算は、次に開催される総会に報告し、その承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の三分の二以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって議決した特定非営利活動法人に譲渡する。

(清算人選任)

第54条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑 則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 平成 14 年 5 月 18 日一部改正し、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
- 3 平成 15 年 10 月 17 日一部改正、平成 16 年 1 月 6 日施行。
- 4 平成 17 年 6 月 27 日一部改正、平成 17 年 10 月 4 日施行。
- 5 平成 18 年 5 月 26 日一部改正、平成 18 年 8 月 21 日施行。
- 6 平成 20 年 5 月 23 日一部改正、平成 20 年 7 月 31 日施行。
- 7 平成 24 年 7 月 3 日一部改正、同日施行。
- 8 平成 29 年 2 月 8 日一部改正、同日施行。